

「笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（素案）
に対するパブリックコメントの募集について

1 目的

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき、本市における高齢者福祉施策に関する基本的事項を定める計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的事項を定める計画です。両計画とも策定が義務付けられている法定計画であり、3年に1度、一体的に策定しています。

この度、現行の「笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」が令和6年3月に期間満了を迎えることから、新たに令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とした「笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の素案を作成しました。

ついては、今後の計画策定の参考とするため、広く皆様の御意見、御要望をお伺いいたします。

なお、皆様から寄せられた御意見等の概要については、後日公表させていただきます。

2 意見募集期間

令和6年1月12日（金）～令和6年2月5日（月）

※上記期間、市ホームページで閲覧できます。

また、上記期間において、月曜から金曜の午前8時30分から午後5時までの時間帯に、笛吹市役所保健福祉館2階 介護保険課で閲覧できます。

3 提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。電話ではお受けできませんので、あらかじめ御了承ください。

住所・氏名・電話番号等は必ず記入してください。

(1) 電子メールの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を入力後、「pubc-chojukaigo@city.fuefuki.lg.jp」宛にメールに添付し、送信してください。

(2) ファクシミリの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を入力後、

FAX 番号（055-262-1318）に送信してください。

(3) 郵送の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を入力後、〒406-0031 笛吹市石和町市部 800 笛吹市役所介護保険課介護総務担当まで郵送してください。

(4) 窓口来庁の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を入力後、笛吹市役所保健福祉館 2 階 介護保険課介護総務担当まで提出してください。

4 御意見等の取り扱い

提出された御意見等については、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する市の考え方とともに市ホームページで公開します。

なお、住所・氏名等の個人に関する情報は公開しないことはもとより、ほかの目的で使用することは一切ありません。

5 問合せ先

笛吹市役所 保健福祉部 介護保険課 介護総務担当
電話 055-261-1903（直通）